

茨城県高等学校PTA連合会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、茨城県高等学校PTA連合会（以下「本会」という。）という。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を茨城県水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階 茨城県水戸生涯学習センター内に置く。

(構成)

第3条 本会は、茨城県内の公立高等学校単位PTA、中等教育学校単位PTA及びその会員をもって構成する。

(組織)

第4条 本会は、会の運営を円滑にするため、県内を5地区に分け、それぞれに地区高等学校PTA連絡協議会を置く。

県北地区・水戸地区・県東地区・県南地区・県西地区

2 関東地区高等学校PTA連合会及び一般社団法人全国高等学校PTA連合会の構成員となる。

3 本会に委員会を置く。

(方針)

第5条 本会は、自主独立のものであって、他の団体及び機関等から一切の干渉を受けない。

2 青少年の健全育成並びに福祉のために活動する社会教育関係団体及び機関と協力する。

3 特定の政党又は宗教を支持し、又は反対するための活動等を行わない。

4 各単位PTAの自主性を尊重する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第6条 本会は、単位PTAの発展と相互の連絡調整を図り、高校生の健全育成に努めるとともに、学校におけるPTA活動及び教育の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第7条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 単位PTA間の連絡調整に関すること。
- (2) 進路指導・生徒指導・家庭教育・定時制教育・特別支援教育等の振興に関すること。
- (3) 研修会・講習会・講演会の開催、広報紙の発行等、会員相互の研修並びに広報活動に関すること。
- (4) 生徒の健全育成・社会環境の浄化・交通安全及び事故防止等の推進に関すること。
- (5) PTA活動・生徒の生活環境等についての調査及び研究に関すること。
- (6) 生徒の福祉の促進・善行の顕彰に関すること。
- (7) 本会の目的に沿って顕著な業績をあげた単位PTA及び会員の顕彰に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 役 員

(役員と定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 理事 31名
- (4) 幹事 15名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員は、別に定める役員候補者指名委員会の推薦により、総会において選任する。

2 役員に欠員が生じたときは、前項の規定にかかわらず、理事会の承認を経て補充選任することができる。

3 会長・副会長は、加盟校に在学中の生徒の保護者、又は在職中の教職員であって、単位PTAの会員である者の中から選任する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、会務を運営し、理事会に出席して重要事項を審議執行する。
- (4) 幹事は、会務の企画・運営に参加し、本会の事業達成にあたる。
- (5) 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告する。また、会長の指示により、各会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会に、事務局を置く。

2 事務局に、会長が委嘱する事務局長及び事務局員を置くことができる。

3 事務局は、庶務・会計等の事務にあたる。

4 事務局職員に関する事項は別に定める。

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会前任会長とし、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席し、意見を述べることができる。

4 顧問の仕事は、1年とする。

第4章 会 議

(会議)

第14条 本会の会議は、総会、役員会、理事会、委員会、幹事会、地区連絡協議会、部会とする。

(総会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関で、単位PTA会長及び他1名をもって構成し、会務全般を審議決定する。

2 毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

3 総会は、役員を選任、事業並びに決算の承認、事業計画

並びに予算の承認、会則の改廃、その他本会の運営に関する必要事項を審議決定する。

- 4 総会は、構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。議決は、出席者の過半数の賛成を必要とする。
(役員会)

第16条 役員会は、会長、副会長をもって構成し、必要に応じて本会の運営全般について協議する。
(理事会)

第17条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、重要事項及び緊急事項、その他会の運営全般について協議する。
(委員会)

第18条 委員会は、理事会の諮問機関とし、常置委員会及び特別委員会とする。その委員会と任務は別に定める。
(幹事会)

第19条 幹事会は、各地区・部会より選任された幹事をもって構成する。必要に応じて会長が招集し、会務の企画運営及び本会の業務遂行にあたる。
(地区連絡協議会)

第20条 地区連絡協議会は、各地区会長、事務局長、担当者をもって構成し、各地区の連絡協議会相互の連絡調整及び本会の運営について協議する。

2 各地区の連絡協議会には、会長、事務局長、担当者を置き、地区の業務遂行にあたり、その運営は各地区の定めによる。
(部会)

第21条 部会は、定時部会とし、定時制課程のPTA活動の振興を図る。部会に、部会長を置く。
2 部会の運営については、部会の定めによる。

第5章 会 計

(経費)

第22条 本会の経費は、負担金、補助金、寄付金及びその他の収入による。

2 負担金の額は、別に定める。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 表 彰 ・ お見舞い

(表彰)

第24条 本会は、本会の事業の推進に顕著な功績が認められる団体及び個人に対して、別に定める規程により表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈する。

(お見舞い)

第25条 本会は、役員等の弔事するとき、別に定める規程により、弔意を表すことができる。

第7章 会 則 改 正

(会則改正)

第26条 この会則は、理事会の議決を経て、総会の議決があれば改正することができる。

第8章 補 則

(細則)

第27条 この会則の執行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に細則で定める。

2 細則の改正は、理事会の議決を経るものとし、次期総会に報告する。

3 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事務規程は、理事会に諮って会長がこれを定めることができる。

付 則

この会則は、昭和23年6月29日から実施する。

昭和23年6月29日施行 昭和26年1月23日改正

昭和27年6月21日改正 昭和30年7月9日改正

昭和35年6月29日改正 昭和38年6月15日改正

昭和43年5月30日改正 昭和45年5月28日改正

昭和46年6月2日改正 昭和47年1月18日改正

昭和47年5月26日改正 昭和49年6月5日改正

昭和51年6月9日改正 昭和53年6月1日改正

昭和55年6月5日改正 昭和56年5月6日改正

昭和58年6月2日改正 平成元年6月6日改正

平成3年6月4日改正 平成8年5月31日改正

平成13年6月1日改正 平成16年1月30日改正

平成16年4月1日改正 平成17年4月1日改正

平成22年4月1日改正 平成25年4月1日改正

令和5年4月1日改正

茨城県高等学校PTA連合会細則

(目的)

第1条 この細則は、茨城県高等学校PTA連合会会則(以下「会則」という。)第27条の規定に基づき、会務を円滑に運営するため、必要な事項を定める。

(単位PTA)

第2条 会則第3条に規定している単位PTAとは、高等学校及び中等教育学校においてPTAを組織している団体である。

(地区連絡協議会)

第3条 会則第4条に規定する地区は、次のとおりとする。

県北地区、水戸地区、県東地区、県南地区
県西地区

(役員の被選資格)

第4条 会則第8条に定める役員(被選資格)は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 単位PTA会員であること。ただし、副会長には、校長協会代表1名を含むものとする。

(2) 会長・副会長は、あらかじめ定められた地区別順番により選任する。

(役員候補者指名委員会)

第5条 会則第9条に規定する役員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という。)の委員は、各地区連絡協議会・連合会の各事務局長と校長協会会長とする。

2 指名委員会は、委員の互選により正副委員長を選出する。

3 指名委員会は、前条による被選資格者の中から「役員選任規程」により、次年度役員候補者を選考し、当人の同意を得て、総会に推薦する。

4 指名委員は、その任務が終了した時に解任される。

(理事の構成員)

第6条 会則第8条(3)に規定する理事は、次のとおりとする。

(1)保護者代表 14名

県北地区2名・水戸地区3名・県東地区2名
県南地区3名・県西地区3名・定時部会1名

(2)教職員代表 14名

県北地区2名・水戸地区3名・県東地区2名
県南地区3名・県西地区3名・定時部会1名

(3)茨城県高等学校教育研究会生徒指導部代表 3名

(幹事の構成員)

第7条 会則第8条(5)に規定する幹事は、次のとおり、各地区事務局を中心とした教職員の中から選出する。

(1) 県北地区3名、水戸地区3名、県東地区3名、
県南地区3名、県西地区3名

(2) (1)の人数中1名は、次期事務局担当者又はそれに準ずる者とする。

(事務局職員)

第8条 会則第12条に規定する事務局に、職員を若干名置くことができる。

2 職員は有給とする。ただし、現職教職員は、無給とする。

3 事務局長は、専任とし、事務局を管理し、各会議に出席して意見を述べることができる。

4 事務局員の職務・給与等については、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(議長)

第9条 会則第15条、第16条、第17条に規定する議長は、会長がこれにあたる。

2 第18条、第19条、第20条、第21条に規定する議長は、それぞれの定めによる。

(委員会)

第10条 会則第18条に規定する委員会の委員は、会長、副会長、理事、幹事の中から会長が委嘱する。

2 常置委員会は、総務・生徒総合保障制度運営、進路対策、健全育成、調査広報、研修、その他必要な委員会とする。

3 各委員会の任務、構成員等は、別に定める。

4 各委員会の正副委員長は、会長が委嘱する。

(負担金)

第11条 会則第22条第2項に規定する負担金は、単位PTA会員1名につき、次のとおりとする。ただし、複数の生徒が在学している場合は1名とみなす。

全日制・中等教育学校 年額 240円
定時制 年額 90円

2 会員数は、その年の5月1日現在の在籍数とし、納入期日は、その年の5月31日までとする。

付 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年1月30日改正 平成20年5月8日改正

平成22年4月1日改正 平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正 令和3年4月1日改正

茨城県高等学校PTA連合会役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県高等学校PTA連合会会則第8条の規定に基づき、本会の役員選任に必要な事項を定める。

(会長・副会長の選任)

第2条 会長、副会長選任の地区別順番は次のとおりとする。

	A年	B年	C年	D年	E年
県北	会長	副会長	副会長	副会長	副会長
水戸	副会長	会長	副会長	副会長	副会長
県東	副会長	副会長	会長	副会長	副会長
県南	副会長	副会長	副会長	会長	副会長
県西	副会長	副会長	副会長	副会長	会長

2 副会長は地区4名、校長協会代表1名の合計5名とする。

(理事の選任)

第3条 理事は、次のように選任される。

(1)保護者代表

県北地区2名、水戸地区3名、県東地区2名、
県南地区3名、県西地区3名、定時部会1名

(2)教職員代表

県北地区2名、水戸地区3名、県東地区2名、
県南地区3名、県西地区3名、定時部会1名

(3)茨城県高等学校教育研究会生徒指導部代表 3名

(幹事の選任)

第4条 本会の幹事は、県北地区3名、水戸地区3名、県東地区3名、県南地区3名、県西地区3名を選任する。

2 幹事うち1名は、次期事務局担当者又はそれに準ずる者とする。

(監事の選任)

第5条 本会の監事は、2名とし役員候補者指名委員会において推薦され、総会において選任される。

(役員候補者の補充選任)

第6条 本会の役員に欠員が生じたときは、会則第9条第2項により補充選任する。

(役員候補者の届出)

第7条 各地区連絡協議会、定時部会、茨城県高等学校教育研究会生徒指導部は、総会前に、本会の役員候補者を、本会事務局に届け出るものとする。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年1月30日改正 平成21年6月24日改正

平成22年4月1日改正 平成25年4月 1日改正

令和3年4月1日改正 令和 5年4月 1日改正

茨城県高等学校PTA連合会委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の活動を充実するため、会則第18条の規定に基づき、委員会の運営に必要な事項を定める。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、理事会から諮問された事項について審議し、理事会に答申するとともに、所掌事項に関する事業の運営にあたる。

2 委員会は、本会の活動にかかる重要事項について、理事会に建議することができる。

(委員会の設置及び所掌事項)

第3条 本会は、次の委員会を置く。

(1)総務・生徒総合保障制度運営委員会

- ア 本会の会則・諸規程等、会の運営に関する事項
- イ 事業計画・事業報告並びに予算・決算及び負担金等に関する事項
- ウ 年次大会に関する事項
- エ 感謝状・表彰に関する事項
- オ 総合保障制度の推進と運営全般に関する事項
- カ 制度の内容及び委託保険会社の決定に関する事項
- キ その他、保障制度の運用に関する事項
- ク 他の委員会の所掌に属さない事項

(2)健全育成委員会

- ア 健全育成事業及び活動に関する事項
- イ 社会参加の促進に関する事項
- ウ 健全育成活動の充実と関係諸団体との連携に関する事項
- エ 交通安全活動の推進に関する事項
- オ 生徒の顕彰に関する事項
- カ ボランティア活動の促進に関する事項
- キ 列車添乗指導に関する事項
- ク その他、健全育成に関する事項

(3)進路対策委員会

- ア 生徒の進路（進学・就職）等に関する事項
- イ 情報の収集・調査・研究に関する事項
- ウ 関係機関・団体との連携に関する事項
- エ その他、進路に関する事項

(4)調査広報委員会

- ア 広報紙の発行に関する事項
- イ 広報活動の推進強化に関する事項
- ウ コンクールに関する事項
- エ PTA活動に関する調査・研究に関する事項
- オ 生涯学習に関する事項

(5)研修委員会

- ア 県高P連主催の研修活動の企画に関する事項
- イ 全国大会・関東大会等、県外大会等の研修に関する事項
- ウ その他、研修に関する事項

(委員の選出)

第4条 委員の選出は、会長・副会長・理事・幹事の中から

会長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長の選任及び任期)

第5条 各委員会は、正副委員長を各1名置く。

2 委員長・副委員長の任期は、委員の任期とする。

(委員長・副委員長の任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の議長となる。

2 委員長は、委員会開催に関する計画について、あらかじめ会長の承諾を得なければならない。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長の任務を行う。

(委員会の招集)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会に諮り、会長がこれを定める。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年1月30日改正 平成21年6月24日改正

平成25年4月1日改正 令和3年4月1日改正

茨城県高等学校PTA連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県高等学校PTA連合会会則第24条の規定に基づき、本会の事業の推進に顕著な功績が認められる団体及び個人に対し、表彰することについて必要な事項を定める。

(推薦者)

第2条 被表彰者の推薦については、茨城県高等学校PTA連合会表彰は単位PTAの会長、又は校長が推薦する。全国及び関東地区高等学校PTA連合会表彰は、各地区連絡協議会の推薦とし、優良PTA文部科学大臣表彰は、役員会で選考し、県教育委員会に推薦を依頼する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、被表彰者に、感謝状又は表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(選考)

第4条 被表彰者の選考は、役員会と各地区連絡協議会の代表により行う。

(候補者の資格)

第5条 被表彰候補者は、本会の団体又は個人であり、功績顕著であることを原則とする。

(優良PTAの基準)

第6条 表彰するPTAは、次の各号に該当するものとする。

- (1) PTAの組織が確立し、民主的運営がなされていること。
- (2) PTAの活動が適切であり、高等学校教育の振興に貢献していること。
- (3) 全国大会及び関東地区大会等において提案発表するなど、研修熱心なこと。
- (4) 地区事務局校として、3年以上にわたり顕著な活動を行う

たこと。

(5)その他、特に顕著な活動がなされていること。

(功労者の基準)

第7条 表彰する功労者は、PTAの発展に功労のあった、次の各号に該当する者とする。

(1)茨城県高等学校PTA連合会感謝状贈呈に該当する者

ア①県高P連役員(会長・副会長・理事・監事)は1年以上の者

②地区連絡協議会会長・事務局長・担当者は2年以上の者

③県高P連事務局担当者・幹事は2年以上の者

イ単P役員(係担当教職員以外の教職員は含まない。)

①会長は1年以上の者

②副会長、生徒指導委員長、副会長と生徒指導委員長を通算2年以上の者

③その他の委員長3年以上の者

④その他の委員並びにPTA係担当教職員5年以上の者

(2)関東地区高等学校PTA連合会表彰に該当する者

(含む団体)

①地区連絡協議会会長並びに事務局長3年以上の者

②県連役員並びに単位PTAにおいて、特に著しい功績が認められた者

③県高P連大会で提案発表した者

④県高P連会長の所属高校PTA

(3)全国高等学校PTA連合会表彰に該当する者

①県高P連役員(副会長)で2年以上の者

②県高P連及び単位PTAにおける運営、各種委員会活動、その他本会の目的に添う活動に、特に顕著な功労があった者

③本会の会長(別枠扱い)

④本会の事務局長並びに事務局次長として、5年以上従事し、功労特に顕著である者(別枠扱い)

⑤単位PTAにおける役員並びにPTA係担当教職員7年以上の者

⑥全国大会及び関東地区大会で提案発表した者

(4)文部科学大臣表彰に該当する者(含む団体)

全国大会において受賞した個人及び団体の中から役員会において選考し、茨城県教育委員会に推薦する。

ただし、個人については、退任後4年以内までを被表彰候補者とする。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年1月30日改正 平成21年6月24日改正

平成24年4月20日改正 平成25年4月1日改正

【申し合わせ事項】

1 過去の受賞者でも、別の学校で役員に就任したり、同一校でも通年でなく再度役員に就任した場合は、該当者とみなす。

2 この規程に該当しない場合及び検討しなければならないような場合は、役員会により協議する。

茨城県高等学校PTA連合会善行生徒表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、他の模範となる困難克服行為や継続的な社会奉仕など、善行のあった生徒、社会に明るい希望を与えた生徒を顕彰し、その活動を奨励し周知することにより、健全育成活動が一層促進される契機となることをねらいとする。(表彰の推薦基準)

第2条 会長は、次の各号に掲げる善行があった生徒に対して、表彰を行うことができる。

(1)学校や地域社会等での活動に積極的に取り組み、他の青少年に勇気を与えるとともに、模範となっている者

(2)困っている人を助けたり、他人の生命や財産をその危険から守った者

(3)奉仕活動を積極的、かつ継続的に実践し、地域社会の人から感謝されている者

(4)小さな善行でも絶えず繰り返し、他の模範となっている者

(5)その他上記に準ずる者で、善行生徒として称えることが適当な者

2 団体として表彰された場合、それ以降3年間は表彰の対象としない。

(表彰の決定)

第3条 表彰は、各学校の校長の推薦に基づき、健全育成委員会の選考を経て、会長が決定する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回、別に定める日に行う。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は会長が定める。

付 則

この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。

平成16年 1月30日改正

平成22年11月19日改正

平成29年12月 7日改正